

件名 来庁者駐車場（中段駐車場）運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル【回答書】

担当課 箱根町総務部財務課

No.	質問箇所	質問事項	回答事項
1	実施要領2 対象物件	車による年間の来庁者あるいは、年間の来庁者数のデータはありますか。	現状、無料の来庁者駐車場として使用しているため、いずれのデータもありません。
2	実施要領3 (3)使用料 ア	現在の使用料及び売上、台数実績を過去3年分ご教示ください。	従前の駐車料金は1日1回400円で、行政財産使用料は月額20,000円でしたが、売上や台数実績のデータはありません。
3	実施要領4 (2)対象物件の 使用方法 ア	具体的には土曜日曜の場合、土曜日の0時～日曜日の24時までが課金対象時間と捉えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	実施要領4 (2)対象物件の 使用方法 イ	開庁日、夜間から早朝にかけて（閉庁時間帯）有料化することは可能でしょうか。	不可とします。
5	実施要領4 (3)駐車場の整備 イ	ガードレール内の植込みの中（現状、工事看板がある場所や石垣とのスペース）、あるいは中段駐車場出入口手前のサテツのある植込みエリアに精算機や看板類、ポール等を設置することは可能でしょうか。	原則として、貸付対象範囲内に設置してください。ポールなど必要最小限の範囲で設置する場合は、協議により可否を決定します。
6	実施要領4 (3)駐車場の整備 イ	駐車場の壁面（町道向け）に看板掲出（壁面貼付も含め）は可能でしょうか。	不可とします。 （本来目的が開庁日の来庁者優先駐車場のため）
7	実施要領4 (3)駐車場の整備 イ	駐車場内の既存看板を転用して、壁面変更して利用することは可能でしょうか。例えば、料金看板等に転用することを想定しています。	不可とします。 （本来目的が開庁日の来庁者優先駐車場のため）

8	実施要領4 (3)駐車場の整備 オ (5)運営 カ	駐車場機器はゲート方式を想定するかのよう表現ですが、防水機能を損なわない整備という観点からでしょうか。	従前はゲート方式であったため、「ゲート方式等」としてはいますが、条件に合致していれば、ゲート方式でなくても構いません。
9	実施要領4 (4)工事 ア	防水工事を実施したとありますが、防水工事の範囲は図面等でご教授いただけますでしょうか。 また、アンカーボルトを使用する場合、どれくらいの深さまで打込が可能でしょうか。 手摺りと立上面を利用して看板やポール等を設置する場合、立上面にアンカーや金具等で固定することは可能でしょうか。	防水工事の範囲は、中段駐車場平面図の全面となります。 アンカーボルトの打込や立上面へのアンカーや金具の設置は可能ですが、施工後に防水処理を行っていただく必要があるため、詳細は、施工時の協議とします。
10	実施要領4 (4)工事 ア	防水工事の影響を考慮して、場外に精算機を設置することは可能でしょうか。例えば、中段駐車場出入口手前の坂道上に設置する等。その場合は安全面を十分考慮します。	不可とします。
11	実施要領4 (5)運営 イ	駐車料金は町と協議とありますが、時間単位の料金、最大料金などの設定は可能でしょうか。	時間単位の料金や最大料金などの設定は可能ですが、町との協議時に近隣の民間駐車場の料金体系と著しい差がないか確認いたします。
12	実施要領4 (5)運営 イ	対象物件内にカーシェア車両を導入することは可能でしょうか。	本駐車場の本来の目的は、開庁時の来庁者駐車場のため、駐車台数が減となるような提案は不可とします。
13	実施要領4 (5)運営 ウ	来庁者が対象物件を利用する場合に負担(手間)のかからないような運営形態とありますが、負担とはどの程度を指していますでしょうか。	庁舎前の駐車場（上段駐車場）は、開庁日に無料で何もせずに駐車可能なので、それと比較した場合の負担を指しています。

14	実施要領4 (5)運営 ウ	来庁者は無料に割引をする運用ですが、割引処理機等を設置し、その機械で割引処理をする運用を検討する場合、例えば、設置する台数として (A) 本庁舎は2階・3階の総務部で各1台、(B) 分庁舎で1台、(c)観光協会で1台、(D)郷土資料館で1台というような運用は問題ないでしょうか。	割引処理機を設置する提案も可能ですが、庁舎前の駐車場（上段駐車場）は、無料で何もせずに駐車可能なので、それを踏まえた提案をお願いします。
15	実施要領4 (5)運営 エ	開庁日、無料駐車場でのトラブルに関する区分は町、事業者のどちらでしょうか。	開庁日は町対応となりますが、事業者設置機器に関する事項は事業者対応とします。
16	実施要領4 (5)運営 カ	公用車の無料運用について、パスカード以外での運用は問題ないでしょうか。例えば、車番の事前登録による運用等。	条件を満たしていれば、パスカード以外の方法も可とします。
17	実施要領4 (6)維持管理 オ	降雪地域ですが、現状の降雪・積雪時の駐車場に関わるエリアにおける除雪対応はどのように実施していますでしょうか。また、その基準はありますか。	湯本地区は道路に積もるほどの積雪はありません。 現状の対応は、坂道部分に融雪剤を散布することはありませんが、駐車場部分は特に行っていません。
18	実施要領3 (7)原状回復 ウ	事業者の都合により退去する場合において、書面通知の後、事業者負担で原状回復を行えばその他の金銭的負担は事業者に発生しないとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
19	実施要領3 (7)原状回復 ウ	事業者の都合により退去する場合において、年度での更新意思を事業者側が示さなかった場合の退去フローどのようになっているのでしょうか。	例年、年度更新に係る通知を1～2月に送付しており、2月中には必要書類を提出していただいています。その時点で更新意思がない場合は、直ちに廃止届を提出してもらい、町との協議のうえ、3月末までに原状回復、退去となります。

20	実施要領4 (3)駐車場の整備 ア	車椅子専用スペースは必要でしょうか。	中段駐車場に車椅子専用スペースの設置は不要です。
21	実施要領4 (3)駐車場の整備 オ	電話・インターホン等の設置の代わりにフリーダイヤルでも大丈夫でしょうか。	フリーダイヤルでの対応も可とします。
22	実施要領4 (2)対象物件の使用方法 イ	開庁日は、来庁者以外の利用者も無料で駐車場利用ができる形にする必要がありますでしょうか。	開庁日は、町が来庁者優先駐車場（無料）として管理するものですが、来庁者とそれ以外の利用者を分別する手法を提案いただくことは可能です。町では、現状、開庁日に来庁者以外の利用者の有料化を想定していませんが、提案内容をもとに、町の規定上や運用上の問題がないか確認したうえで、可否を決定します。
23	実施要領4 (6)維持管理 ア	現状の電源の引き込み位置、配線図を図示いただけますでしょうか。	配線図はありませんが、中段駐車場の公用車駐車場側の電柱の分電盤内に 20A の漏電ブレーカーが4台設置されており、そこから駐車場入口まで VVF2.0X2C が1本敷設されています。
24	実施要領5 (1)参加者の資格要件 オ	国または地方自治体の来庁者駐車場運営業務の実績があることとありますが、現段階では実績がありませんが、4/1より板橋区立美術館駐車場の運営を予定しており、既に契約書締結も完了していますがその場合は4月21日の参加申込書・企画提案書提出時点で運営実績として捉えることは可能でしょうか。	可とします。
25	実施要領5 (3)参加手続 エ	委任状は代表印で提出であれば不要でしょうか。委任状に必要な内容を具体的にご教示いただけますでしょうか。	代表印で提出であれば委任状は不要です。

26	実施要領5 (3)参加手続 エ	納税証明書は未納がないことの証明で足りるでしょうか。	未納がないことの証明で構いません。
27	実施要領5 (3)参加手続 エ	企画提案書に枚数制限はありますか。	枚数制限はありませんが、簡潔にお願いします。